

女性活躍推進法に基づく 『情報公表』の準備はお済みですか

事業年度終了が令和8年6月30日の場合、令和8年9月30日までに自社の「男女間賃金差異」と「女性管理職比率」等を公表する必要があります。

【従業員101人以上のすべての企業共通の公表内容】

①男女間賃金差異 十 ②女性管理職比率

【従業員301人以上の企業の公表内容】

上記共通項目①②に加え、下の左右各表から1項目ずつ

【従業員101～300人以下の公表内容】

上記共通項目①②に加え、下の2つの表から1項目



えるほしプラス(3段階目)マーク

「女性労働者に対する職業生活に関する 機会の提供」 以下の7項目から1項目以上を選択	「職業生活と家庭生活との両立に資する 雇用環境の整備」 以下の7項目から1項目以上を選択
- 採用した労働者に占める女性労働者の割合 - 男女別の採用における競争倍率 - 労働者に占める女性労働者の割合 - 係長級にある者に占める女性労働者の割合 - 役員に占める女性の割合 - 男女別の職種又は雇用形態の転換実績 - 男女別の再雇用又は中途採用の実績	- 男女の平均継続勤務年数の差異 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 - 男女別の育児休業取得率 - 労働者の一月当たりの平均残業時間 - 雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間 - 有給休暇取得率 - 雇用管理区分ごとの有給休暇取得率

情報の公表は、事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね三か月以内に公表する必要があります。

公表内容は女性の活躍推進企業データベース に登録をお願いします！

女性の活躍推進企業 データベース

「女性の活躍推進企業データベース」を活用しよう！

「女性の活躍推進企業データベース」は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(行動計画)と、自社の女性活躍に関する情報を公表するためのウェブサイトです。

企業担当者の方
データの更新登録・閲覧の手続き
無料データの検索はこちら

●女性活躍推進法により、従業員数101名以上の企業は、一般事業主行動計画の策定・届出及び女性活躍に関する情報公表が義務づけられています。

●「女性の活躍推進企業データベース」に登録すると更新期限をメールでお知らせします。情報公表については年1回以上更新しましょう。

※当データベースでは、事業主に対し、適切な情報公表を行うことを求めています。誤った情報や、虚偽の公表を行っていると思われる場合には、罰則の対象となる場合がありますので、事実に基づき正確な情報をお知らせください。

女性の活躍推進企業データベースで女性活躍に関する情報や取組を公表しましょう

企業情報
就業状況
女性活躍推進
情報公表

女性活躍推進法に基づく情報公表項目は16項目あります。自社のアピールしたい項目を公表してください。事業主の女性活躍推進に対する姿勢を伝えるものでもあるため、積極的に公表していくことが望まれます。



厚生労働省HP



← 登録はこちらから

【お問い合わせ先】

佐賀労働局雇用環境・均等室

☎0952-32-7218

女性の活躍推進企業データベース